

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容

高田警女唄 CD 頒布収入の徴収事務委託

2 委 託 先

施設名	事業者名
きものの小川 警女ミュージアム高田	きものの小川（上越市本町 7 丁目 3 - 2 2）

3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 7 年 5 月 7 日

4 委 託 期 間

令和 7 年 5 月 7 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで